マイナンバーカードを使って



各サービスカウンターで本の貸出手続きができます

事前にご準備いただくもの

- ☑山梨県立図書館の「図書館利用カード」
- ☑ マイキーID 発行済みのマイナンバーカード
- ※マイナポイントを申請された方は、マイキーID が既に発行されています。
- ※マイキーIDをご自身で登録する場合は、裏面をご参照ください。

マイナンバーカードを図書館カードとして使うためには 最初にカウンターでの手続きが必要です 図書館の1階サービスカウンターまたは2階サービスカウンターの 職員にお申し出ください。

※ご確認ください※

- 上記の手続き後も図書館利用カードは廃棄せずに保管してください。
- ●図書館 Web サイトのマイライブラリーへのログインには、図書館利用カードの番号が必要です。
- ●館内の座席申込端末から座席利用を申し込む場合には、従来どおり図書館利用カードが必要です。
- ■この手続きでマイナンバーカードを図書館の貸出に利用できるようになるのは、山梨県立図書館のみです。また、ご利用はご本人に限ります。
- ●図書館ではマイキーIDの発行は行っておりません。
- ●マイナンバーカード、図書館利用カードの有効期限にご注意ください。

▼「マイキーID」について

- ※令和5年3月現在の情報のため、変更される可能性があります。
- ●マイキーIDは、マイナポイントを申請された方であれば、すでに発行されています。
- ●マイキーID は、スマートフォンやパソコンからも登録できます。
 - ※利用者証明用電子証明書の4桁のパスワードが必要です。



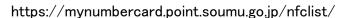
・パソコンから登録する場合

●マイナンバー対応のICカードリーダーを接続したパソコンに「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。



スマートフォンから登録する場合

- ●ご自身のスマートフォンがマイナポイントアプリに対応しているか、総務省のマイナポイントページから機種一覧をご確認ください。
- Android は GooglePlay からiPhone は AppStore から アプリをインストールしてください。
- ▼マイナポイントアプリ対応スマートフォン一覧(総務省)









2023.3 山梨県立図書館 情報システム担当